

**特例輸入者等 承認・認定 内容変更届**  
 (通関業の許可申請事項等の変更届兼用)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届出者  
 住 所  
 氏名又は名称  
 (対象事業部門の名称)  
 電 話 番 号  
 輸出入者符号

代理人  
 住 所  
 氏名又は名称

平成 令和	年	月	承認 認定	番号	号により 承認 認定	を受けた	特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者 特定輸出者 認定製造者 認定通関業者
----------	---	---	----------	----	------------------	------	---

の内容について 変更があります  
 変更がありました ので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容等

変更内容	変更理由	変更事実の発生年月日

2. のいずれかに該当する事実の有・無
- 関税法第7条の5第1号イからリまで
  - 関税法第51条第1号イからハまで (法第62条において準用する場合を含む。)
  - 関税法第63条の4第1号イからチまで
  - 関税法第67条の6第1号イからチまで
  - 関税法第67条の13第3項第1号イからチまで及び同項第3号イ
  - 関税法第79条第3項第1号イからホまで  
(該当する事実がある場合には、その内容)

## 特例輸入者等 承認・認定 取りやめ届

令和 年 月 日

税関長 殿

## 届出者

住 所  
氏名又は名称  
電話番号  
輸出入者符号

## 代理人

住 所  
氏名又は名称

平成 年 月 日付 承認 番号 号により 承認 を受けた  
令和 認定 認定

特例輸入者 関税法第7条の2第1項  
 特定保税承認者 関税法第50条第1項  
 特定保税運送者 の 承認 関税法第61条の5第1項  
 特定輸出者 認定について、 関税法第63条の2第1項  
 認定製造者 関税法第67条の3第1項  
 認定通関業者 関税法第67条の13第1項  
 関税法第79条第1項

の規定の適用を受ける必要

がなくなったので、 関税法第7条の10  
 関税法第52条の2(第62条に  
 おいて準用する場合を含む。) の規定に基づき届け出ます。  
 関税法第63条の6  
 関税法第67条の9  
 関税法第67条の15  
 関税法第79条の3

取りやめの理由等

特例輸入者等 承認・認定 取消書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付 承認 認定 番号

号により 承認 認定 した 特例輸入者  
特定保税承認者  
特定保税運送者 の  
特定輸出者  
認定製造者  
認定通関業者

承認 認定 については、下記の理由により 取り消した 取り消す ので、通知します。

記

税関様式C第9070号

承認番号

特例輸入者等 承認・認定の承継の承認書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 

平成 年 月 日付 承認 の承継の申請については、承認したので通知します。  
令和 認定

(表)

第 号

## 通関業務従業者証票

通 関 業 者	氏名又は名称	
従 業 者	氏 名	

令和 年 月 日交付

税 関 長 印

(裏)

写 真 貼 付 欄

注 意

1. 本票は、税関職員の要求があるときはいつでも提示しなければならない。
2. 本票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本票を亡失したときは、遅滞なく理由を付して届け出なければならない。
4. 従業者でなくなったときは、遅滞なく本票を返納しなければならない。